内閣府本府政策評価有識者懇談会 第 10 回議事録

日 時 平成 22 年 6 月 4 日 (金) 14:00~15:50 場 所 内閣府本府 仮設第 2 会議室 (K-202)

- 1. 開 会
- 2. 議 題
 - 1) 内閣府本府政策評価有識者懇談会の情報公開について
 - 2) 平成22年度政策評価実施計画(案)について
 - 3) その他
- 3. 閉 会

○丸山課長 それでは、ただいまから内閣府本府政策評価有識者懇談会第 10 回の会合を開催させていただきます。

進行を務めさせていただきます政策評価課長の丸山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 先生方にはお暑い中、御多忙中のところお越しいただきまして、誠にありがとうございました。前回、 第9回の懇談会は約1年前になりますが、昨年7月に開催いたしましたけれども、その後、その当時出て おりました私どものメンバーが審議官以下すべて替わってしまいましたので、審議官の武川より一言ごあ いさつをいたします。

○武川審議官 改まったものではないんですが、大変お忙しいところ恐縮でございます。去年1回目が前回7月にやっていただいて、旧政権のときでございまして、それから現政権が発足しまして、結構行政のむだや、この前お世話になった事業レビューとか、あるいは透明化を図る説明とかスタンスがちょっと変わってきてはいるんです。また、それに基づいて、例えば、行政刷新や各省で自らレビューしろとか、いろいろな見直しの動きというか取り組みがあるんですけれども、一方で、政策評価は政策評価でちゃんと法律がございまして、これもやれということで、若干向こうの刷新やこの前お世話になった予算のレビューなどとの関係が、もう一つはっきりしていないと。どこかで整理して一緒に効率的にやらないといけないんですけれども、今のところはそうなっていないんですが、まだ政権も発足したところなので、いずれは見直して向こうと一緒にやるということになると思うんですが、まだそこははっきりしていないんですけれども、いずれにしてもしっかりやらないといけないと思っております。

山谷先生、南島先生には、行政事業レビューと両方に御出席いただいて恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

議題 1 内閣府本府政策評価有識者懇談会の情報公開について

○丸山課長 それでは、早速、議事に入らせていただきます。

まず、1番目の議題は、内閣府本府政策評価有識者懇談会の情報公開についてでございます。資料1をごらんいただければと思います。まず、この懇談会の情報公開の在り方について御相談します背景について簡単に御説明いたしますと、総務省では、後ほどもう少し詳しく紹介させていただきますが、今年1月に行政評価機能の抜本的強化ビジョンをつくられておりますが、その中で政策評価に関することとしては以下4点ほどに関する決定がなされているということでございまして、行政機関が行う政策評価に関する法律施行令の一部改正、政策評価に関する基本方針の一部変更、租税特措置等に関する政策評価の実施に関するガイドラインの新設、それから、政策評価に関する情報公開に関するガイドラインの新設といったようなことがなされております。主なこれらの変更点をかいつまんで申し上げますと、租特の政策評価対象への追加、それから、情報の公開を更に進めるということでございまして、2番目のの情報公開に関しまして、今以下のように有識者会議の公開等についてうたわれているということでございます。

そこに政策評価に関する情報の公開に関するガイドラインの抜粋が出ておりますけれども、学識経験者等からなる政策評価に関する会議の公開等ということで、学識経験者等からなる政策評価に関する会議を開催している場合は、議事要旨、議事録、会議資料を公表するとともに、会議は原則公開するものとし、一般傍聴を可能とすることやインターネット配信等の取り組みを進めるとうたわれているところでございます。この情報の公開に関するガイドラインの本体につきましては、参考資料4にございます。今、抜粋したところは、3ページの2となっているところでございます。

政策評価に限らず、先ほどの審議官のあいさつにもございましたように、新しい政権になりまして諸々

政策を進めていく上での各プロセスの透明化を徹底するという流れの中で、政策評価に関しても公開を進めようということだと理解しておりますけれども、こうしたガイドラインを踏まえまして、本懇談会につきましても、今までよりも公開を進めたいというのが私どもの対応案でございます。

そもそもこの懇談会につきましては、第1回の懇談会におきまして、資料1の2枚目に第1回のときの資料をおつけしておりますけれども、「5.公表について」でございますが、本懇談会は自由な御議論をいただくとの趣旨から非公開とする。ただし、議事要旨は会議後、ホームページで公表するとしていたところでございますが、先ほど来述べております情報の公開に関するガイドラインを踏まえまして、以下のような対応を原則としてとったらどうかということでございます。

3点ほど整理してございますけれども、1点目は、ホームページにおける取扱いでございますが、ホームページでこれまでの議事要旨に加えまして、会議資料及び議事録についても本日の懇談会分から公表するということでございます。

2点目は会議の公開ですけれども、次回の懇談会から公開するということでございます。

3点目のインターネット配信等につきましては、費用もかかることでございますので、こうした費用面等を勘案しつつ、各府省の動向を見ながら検討するというものでございます。こうした案につきまして、 先生方の御意見をいただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

- ○山谷座長 インターネット配信というのは、やはりお金がかかるんでしょうね。
- ○丸山課長 そうですね、今日の行政事業レビューでも固定カメラでやりましたが、ちょっと聞いてみましたら 20 万円ほどということだそうです。去年の秋に事業仕分けがございまして、あのときも固定カメラで配信されておりましたけれども、非常に画面が小さくて、しかも、1人取りまとめ役ぐらいしか、それも小さく映っているということでした。そのようなかなり画質が悪いもので 20 万円ほどということでございます。
- ○山谷座長 では、意味がないですね。
- ○丸山課長 もう少しお金をかければ、今回の事業仕分けは2回ほどやりましたけれども、あのときは民間の業者を募って、結局、費用は事業者持ちで配信することができましたので、割と説明者側、仕分け人側の両方をきれいな画面で映すことができましたけれども、そういうことができれば非常に見やすい画面になるとは思うんですが、その辺りどういうやり方があるのか、もう少し研究してみる必要があるかなと思っているところでございます。
- ○山谷座長 我々サイドは別にどういう形で公表されても全くよろしいので、異論はございませんのでお 任せします。
- ○南島委員 基本的なことについてだけ、ちょっとお伺いしてよろしいですか。まず、政策評価各府省連絡会議了承は、審議官がいらっしゃって一応合意をされたというガイドラインということですね。
- ○丸山課長 結局は時間がなくて、会議の形ではなくて連絡会議の持ち回りということで各府省合意をしたということです。
- ○南島委員 これは一応尊重するということですね。
- もう一つ、内閣府として懇談会、審議会、法定審議会と私的懇談会だと、公開の基準みたいなものもお 持ちなのかなというのはちょっと気になったんですけれども、その辺では大丈夫ということですか。内閣 府の中での統一性はとられているということですか。
- ○丸山課長 審議会になると法律に基づいて設置されたりしておりますので、法律の下の施行令とか運営 規則とかそういうところにのっとっていくことになると思いますので、どうなのかはそれぞれごとに見な いといけないんですけれども、すべてに統一してどうこうするというのはないと思います。基本的には、 情報公開を更に進めていきましょうという趣旨だとは思いますけれども、統一ルールがあるわけではない と思います。
- ○南島委員 3つ目なんですが、この政策評価に関する情報の公表に関するガイドラインは、中身を見てみると評価結果の客観性ということが強調されている文章かなと思ったんですね。もし、評価結果の客観性に資するのであれば意義があるということで、この会議も公表ということになるのかなと思うんですけれども、そこは文章の趣旨に合っているのかなというのがちょっと。1番と2番の性質が違うように見受けましたので、大丈夫かなと思いまして。
- ○丸山課長 1番は評価書ということで評価の結果そのものでございますけれども、2番は恐らく評価の結果に至るプロセスも含めて公表するという趣旨なのかなと理解しました。
- ○山谷座長 総務省のガイドラインの2を見ると、会議は原則公開と書いてありますから、公開しない場合は、なぜ公開しないのかという話になるでしょうね。それを総務省に言わなければいけないでしょうね。 それは逆に面倒くさいですからね。
- ○武川審議官 公開させていただいて、ただ、パソコンまではまだちょっと置いておきたいなと。あとは

結果を来られた方には公開して、あとは情報をインターネットで提供するということにしたいと思うんですが。

- ○南島委員 ありがとうございました。
- 〇丸山課長 これは余談になるかもしれないんですが、さっきのインターネットの配信なんですけれども、動画については先ほども言いましたように、非常に画質の悪いようなやり方だと 20 万円程度で済むんですが、大した画質でなければ、見ても目に入ってくる情報はそれほど大したものではありませんので、それであれば音を取って、その音をまずホームページに載せるというやり方もあるのかなということを考えています。議事録をつくって先生に確認していただいて、それをホームページに載せるとなりますと、それなりに時間もかかりますので。ですから、まずはそういうところから検討して。
- ○山谷座長 要するに、インターネット配信とかそういうことを言っているのは、日本全国どこでも見る ことができるということを言いたいわけですよね。
- ○南島委員 私も音声だとお金がかからないので、余りお金がかからないやり方で対応していただける方がいいのかなという気はいたします。要望がもしあれば映像等も検討するぐらいで、余りお金をかけるような話ではないかなと感じております。
- ○丸山課長 他省のやり方も見まして、画像でも非常に安価なやり方があるということであれば、そういうものを検討してみたいと思います。
- ○山谷座長 それを検討していただいて、御相談いただければ。

議題3. その他(政策評価をめぐる最近の動き)

○丸山課長 今の点につきまして、あとで田中先生にもお諮りして、確認したいと思います。

では、本題から少し外れるかもしれませんけれども、政策評価に関連した最近の動きということで、議題としては3のその他になりますが、先にそちらの方を。

○仁林課長補佐 田中先生がまだお見えになっていないので、議題2は後ほどご議論いただくことにして、 議題3として、総務省を中心とした全般的な制度的な話で最近起きていることについて、簡単に御説明させていただきます。

お手元の参考資料を中心に御説明いたします。参考資料 $1\sim4$ までは、先ほど課長からも御説明いたしました一連の資料となっております。具体的には、参考資料1が評価法の施行令の一部改正ということで、租特に関する事前評価の義務付けが明記されております。

参考資料2が、政策評価に関する基本方針の変更でございまして、ここでは、租特等に関して事前評価、 事後評価の両方について規定しております。事前評価については税制改正大綱で義務付けられているもの に加えて、それ以外のものについても積極的かつ自主的に行いなさいというようなこと。それから、事後 評価に関しても同じように、義務付けられているものは基本計画に明記して、それ以外のものについても 積極的かつ自主的に自己評価をやるようにということがうたわれております。

参考資料 3 は、租特等に係る政策評価の実施に関するガイドラインということで、課長レベルの連絡会議で了承されたものでございます。中身については時間の都合上端から端まで御説明しませんが、基本的には先ほど申し上げた事前評価の義務付け、それから、事後評価をやるということについて評価のやり方ですとか、実施主体は基本的には各省が自らやるんですというようなことが書かれております。それから、必要性や有効性、特に有効性に関しては、可能な限り定量的に把握するといったようなことがうたわれております。租特ということで税制改正の話ですので、一番最後のページに 6 として総務省が客観性担保評価活動をするということで、客観性とか厳格性に関して総務省の行政評価局でチェックするとともに、それを税制改正の作業に対して資するような形で提供するということがうたわれております。

参考資料4は、先ほど御議論いただいた内容ですので飛ばさせていただきます。

参考資料5は、ロジックモデルですので、これも議題2の中で触れさせていただきます。

参考資料 6-1 について簡単に説明させていただきます。もともとは、総務省の行政評価機能が去年秋に事業仕分けにおいて「抜本的な機能強化」という評価結果となったことを受けて、原口総務大臣のもとで総務省が行政評価機能の抜本的強化方策ということを取りまとめたものです。基本的には、政策評価以外にもいろいろありますが、政策評価に関することに限って申し上げると、情報公開に関するガイドラインの新設、政策達成目標明示制度との連携を含めた成果志向の目標設定の推進、租特等の事前評価の拡充、予算編成に資する政策評価の推進、といったことがうたわれております。

関連する記述が、新しい行政評価等プログラムの中にもうちょっと具体的に書いてありますので、参考 資料6-2としてまとめさせていただきましたので、後で御参照いただければと思います。

最後に参考資料7として「予算編成等の在り方の改革について」というものをつけさせていただきました。これは国家戦略室が中心となって予算編成の在り方に関する検討会をやってきたわけですが、その取りまとめをして閣議決定したというものの中に、政策達成目標明示制度を新たに導入することになってお

ります。これが出てきたもともと背景には、総務省が中心となってやっている従来の政策評価が、言って みれば総花的になり過ぎていて、政府全体として何がポイントかよくわからないという議論を踏まえて、 政府として最優先の課題を厳選して、それに関する目標をトップダウンで定めると。その目標についてア ウトカム成果を明示した上で、それが達成できているかどうかを検証していくというようなことを狙いと しております。

資料の上から4行目くらいに「詳細については、年度開始までに、国家戦略室において指針を示す」とありますが、年度は変わりましたが現時点では具体的な指針等は済まされてはおりません。ですので、これがどういう扱いになるのか。もっと言うと、これと既存の政策評価の関係がどうなるのかというのは、今の時点で必ずしもクリアではありませんが、遅かれ早かれこういう新しい動きが出てくるということになるかと思います。これと連動させて政策評価を変えるという議論になった場合は、当然、内閣府の政策評価も変えなければいけないですし、そうなった場合は改めて御相談したいと思っております。

とりあえず以上でございます。

- ○丸山課長 今の御説明に御質問等ございましたら、まずいただければと思います。
- ○山谷座長 今は状況待ちですね。

○武川審議官 まだ、制度自体がまだ新政権8か月でして、御案内のとおり、例えば、目玉でつくりました国家戦略室とか局にならないといけないですけれども、行政刷新会議とかあの法律も結局通らないままで、法令的には暫定的に今やっている形になっているんですね。本当はそこをすっきりしないといけないんですけれども、あるいは経済財政諮問会議はなくなったんですが、いろいろ併存していまして、どこかで整理しないといけないんですが。ただ、いずれは一体化してやらないといけないかなと我々やっている方は思っております。

○丸山課長 今、仁林補佐から説明いたしましたのは、総務省サイド、国家戦略室サイドの政策評価と関連のある最近の動きということでございますけれども、もう一つ動きがあるとすれば、行政刷新会議の動きでございまして、大きなところでは事業仕分けでございますし、その各省版と言えるような行政事業レビューということで、これは2人の先生に2日間御参加いただきましたけれども、より身近な問題ということで言うと、行政事業レビューが今後、政策評価法の枠組みでの政策評価に何らかの影響を及ぼしてくるのかなと考えているところですが、まず、行政事業レビューに参加していただいた感想といいますか、参加していただいた上で改めて政策評価を見たときに、重複している部分とか、あるいは役割の違いという辺りについて御感想をいただければと思うんですけれども。

○南島委員 今お話しいただいたことと、今、課長からおっしゃっていただいたことを併せて、まとめてお話しさせていただければと思います。

1つは、いろいろな制度が出てきたという御紹介をいただいたわけですけれども、政策達成目標明示制度とか行政事業レビューとか、あと、租特、それから、予算連携というのはもうちょっと前から出てきているということですが、一つは、そういうものとどう政策評価をつないでいくのかというのが宿題になっているのかなと思います。

考え方として一つは、新しいものが出てきたから対応しないといけないという考え方も確かにあるのかなと一方では思うんですが、もう一方では、政策評価に対して要求されていることは変わらないので、基礎的なことをしっかりと固めていくという見方も他方でできるのかなという印象を持っております。

それぞれの制度について一言ずつコメントしますが、まず政策達成目標明示制度ですけれども、これは恐らくマニフェストとの関係というのが非常に強くなるのだろうと思っております。モデルはイギリスのPSAだと古川副大臣がおっしゃっていましたから、テレビでも繰り返しPSA、PSAとおっしゃっていましたので、間違いなくそのまねだと思いますけれども、イギリスも政権交代がありましたので、今からそれがどういうふうになっていくのか、その動きも踏まえて多分参考にされるということでしょうから、ちょっとそこはどうなっていくのかわかりませんが、基本はマニフェストとの関係。ですから、政策評価の一部を特出しで取り扱われるんだという意識でいいのかなと私は理解しております。

それから、行政事業レビュー、事業仕分けも全部を議論するわけではなくて、やはり一部を拾い出すので、分担管理部分の特出しという理解でいいのかなと思っております。

あとは、予算との関係ですが、これは昔からずっと政策評価制度の発足当初から課題になっている部分ですけれども、なかなかそこがうまくいかなかったので、行政事業レビューや事業仕分けが出てきたというところもあると思いますので、そこは予算効率化、事業の縮減・廃止の議論というところで結構解決された部分もあるのではないかと思っています。そこの整理というのは確かに必要なのかなと思います。

他方で、政策評価でということですが、あとは私の行政事業レビューに参加した感想も含めてコメントですけれども、政策評価自体でもともといろいろなものを期待され過ぎたと思っているわけです。例えば、 事業の改廃や予算への連携ということを政策評価に随分強く要求されて、なかなかうまくいかなかったと。 そのときはまだ事業レビューも、あるいは達成目標明示制度、予算の連携もはっきりした形で出ていなかった、あいまいな状態だったんだろうと思うんです。こういうものが出てきたということは、政策評価の役割をもっと縮小して整理することも可能なのではないかと。何を言っているかといいますと、例えば、評価の基準で必要性、有効性、効率性、優先性とありますけれども、予算に関係あるものは必要性と効率性と優先性ですよね。そこの部分は事業レビューでも結構、担保していただけるという話になったんじゃないかと。その部分は政策評価の役割から少し荷を降ろしてもいいのかなと思うわけです。

他方で、行政事業レビューに参加しての感想なんですけれども、行政事業レビューで思いましたのは、政策評価は真面目に取り組んで、成果の説明をちゃんとしていただいているところは、それなりの説得力ある説明をしていただけたように感じております。あるいは、政策評価広報課としては政策の広報、PRも含めて、そこの部分はしっかり下支えをするというような機能にひょっとすると特化することができるんじゃないかと思っております。

あとは、本当に感想なんですが、内閣府のサブスタンスとしてどんどん動かしていくのか、総務省の行動待ちにするのかというところがあると思うんですけれども、政策評価の根拠法は設置法ですし、政策評価法ではありませんので、「自ら評価し」の部分でこちらがサブスタンスを握って、よりレベルの高い評価へと少し進めていってもいいのかなという理解の仕方をしております。

○丸山課長 ありがとうございました。

山谷先生、いかがでしょうか。

〇山谷座長 自己評価が基本ですから、自らやるということなんでしょうけれども、さて、ここからが問題で、内閣府が担当するものというのがかなり難しい対象が多いと。例えば、政策評価というのは有効性がない、有効性を期待できないという場合は翌年度から予算要求をやめましょうとかあり得るわけですよね。それが沖縄でできますかと。そういう場合は、しようがないから節約でいくしかないわけですよね。そうすると、政策評価もどきのわけがわからないペーパーをつくるということになるでしょう。

それから、さっきの行政事業レビューでも出てきましたけれども、いわゆる地域の振興だか何だかというのも、やはり政策評価の対象にできるか。丸山さん、やられますかね。話を聞いたら、ある意味切った張ったの現場の議論ではできるんでしょうけれども、政策評価のスキームにああいうものは乗せられないとなれば、つまり、本当は内閣府としてやるのが適切ではないんだけれども、内閣府に押しつけられたみたいな話が出てくると、政策評価の対象にしても何の意味もないわけですよね。そこがちょっと厳しいところになるでしょうね。

ですから、消去法で評価対象を選んでいかざるを得ないという現実が内閣府としてはあるんじゃないかという気がしますね。ただ、これを評価して、これは評価しませんというときの、なぜ評価しないんだという言い訳がきちんとできれば、それはそれで結構だと思うんですよ。無理して全部やる必要はないので。そこのところが今までなかなかうまくいかなくて、言い訳するのが大変だからやってしまうかという感じで評価対象に選んできたところもあるわけで。そこがあるでしょうね。

そもそも論で言うと、評価結果を予算に反映しますかというところに非常に大きな難問があって、政策なるものがきちんと予算とつながっていないところが制度的にありますよね。そこに無理があるんだろうと思うんです。2003年の骨太からおかしいんですよね。それを我々が今まで嘘をついてきたというか、ごまかしてきてやっていますよという形にはしてきたんだろうと思うんですけれども。これをどうするか。だから、それは政策評価と事業仕分けとか行政事業レビューと役割分担というのはあるかもしれないですね。何でもかんでも政策評価でやれると思ったら大間違いなんですけれども、その大間違いを実は選挙で選ばれる人たちがやっている可能性があるんですよね。それをはっきり言えるかどうかというと、多分言えないですよね。それは学者が問題だったんですね、つまり我々が。もう少しはっきりできないと言えばよかったかもしれませんけれども。

そういう状況からすると、これからは政策評価を担当される方々は、かなり御苦労される場がこれから 1~2年は続くんじゃないかと思います。選挙で選ばれる人たちは、知らないで言ってきているのではな くて、わかって言っていると思います。特に、松井孝治さんなどはよく御存じのはずなんですよ。それで もそういうことを言ってくるということは、わかってて言っているということです。

○武川審議官 特に、内閣府とか内閣官房の場合は、効果というよりは予算とか政策として乗せておくことが重要だというのが幾つかあって、確かに効率性とか有効性だけの次元で説明できないんですけれども、もっと大きい政治的な意味があるのもなかなか否定できない分野が、沖縄とか北方とか拉致とかあって、できる限りむだは省くというのは重要なんですけれども。

○山谷座長 ですから、似たようなところが政府の中でも、例えば、海上保安庁とか政策評価をやらされていて、とんでもなく大変なわけです。宮内庁とかも。だから、どこかで何か歯止めをかけないと、何でもやらざるを得なくなるということはあると思います。

○武川審議官 政策評価とかこの辺は役人の自己点検みたいなところがあって、そこを真面目にやるけれ

ども限界もあるんですが、この前の行政刷新とか事業レビューとか私も両方出たんですが、やはりあれは 役人にとっては筋書きがないので、事務局は一部持っているかもしれないですけれども、説明者側でいく と、結果が筋書きがないので非常に緊張感はあるし、そこぐらいじゃないとパッと見直せないというのも 確かにあるんですよね。自分で予算を返すというのはなかなか言いにくい面もあるので、あれはあれで大 なたみたいなところでは有効な面もあるんですけれども。

○山谷座長 あれは手術であって、応急処置みたいなところなんですけれども、政策評価は実はライフスタイルを変えて体を健康に保ちましょうみたいな話なんですよ、漢方薬を飲みながら。病気を治すとしてもちょっと違うんですよね。そこが厳しいところだと思いますね。

前々から実はインフォーマルに申し上げているんですが、対象を選ぶときに非常に政策評価になじみやすい対象と、そうでないものがあって、そうでないものを評価の対象に選んだときが大変なんですね。そもそも論で言うと、政策評価などというのはプログラム評価とか言ったりするんですけれども、基本的には非常に合理的な目標と手段があって、その手段が目標に貢献する論理的に因果関係が立証できるような形で、それも政治的な圧力も一切ない真空状態でできてきた、そういう政策はきちんと評価できるんですよね。ところが、現実はそうではないですから、そうすると、政策評価の評価というのは非常に厳しくなると。その場合どうするかというと、みんな作文やっているわけですよね。だから、いわゆるエバリュエーションではなくて記述なんですよね。こうなっていますという話になっていくんですが、それが 10 年続いてきてしまったというところなんだと思います。だから、きれいに見せようと思ったら、評価しやすい対象を選べばいいということなんですけれども、それはまたなかなか。

〇丸山課長 今の山谷先生の御指摘と多少関係があると思うんですが、政策評価を担当している幹部とか、余りよく知らない方々に御説明するときに、どうしてもなかなか理解してもらえないというもどかしさがあるんですけれども、一つには、書いてあることが勿論わかりにくいというのが原因としてあるんですが、もう一つは、これをやった結果として何が生まれるのか、政策評価の効果は何なのかというところが見えにくいと。PDCAとは言いながら、チェックだけして次につながっていかないと。それは予算に限らなくても何でも政策の次の改善につながるところが見えていれば、政策評価というのはやってみてよかったと、それなりに役に立っているんだなと幹部にも理解していただけるんですけれども、そういうところがなかなかなくて、チェックはチェックであって、効果のところも一応検証できるものだけ書いてあって、総合的な評価はそういうことと余り関係なく評価が下されていて、更に次の課題というのが点検結果と余り関係ないことが書いてあったりということで、評価書の中でのつながりも見えにくいですし、評価書としてそれを見たときに次にどうつながるのかも見えにくいというようなことがあって、わかりにくいと言われてしまうのかなという感想を持ったんですけれども。

○山谷座長 教科書的に言えば、いい政策かどうかを判断するわけですよね。そのいい政策というのは、まさに論理的な構造になっているかどうかなんですよ。そういう政策をつくる人を育てるという意味もあるわけですよね。もう少し言えば、そういう政策をつくる人を選ぶという機能もあって、あるいはそういう政策をつくるのを手伝うという機能もあって、だから、何かごちゃごちゃやっていたらだめなんですよね。

だから、今日の行政事業レビューで一番典型的なのは、地域再生などは本当に最悪の政策ですよね。評価をやったところでできないような話ですし、それに無理くり目標数値をつけさせられて、では、皆さん考えますよね。それがちゃんとしたものなのかどうかわかりませんけれども。だから、私が聞いたのは、会計検査的な手法でやるのか、あるいは農水とか国交省がやっている事業評価的なあれでやるのか、それではだめでしょうという話をしたんですが、まさにあなた方は政策評価をやる気なんですかと、そこを聞いたつもりではいたんですけれども。やはり聞いてみたら、あれは政策評価はできないですよね。ああいう政策をつくられたら、もう終わりなんですよね。

その意味で言うと、評価できる政策をつくってもらわないと我々が評価できないという逃げ口上が次に必ず出てきます。つまり、我々はとんち話の一休さんなんですよ。屏風の虎を追い出すことはできますと。 ただし、あなたが追い出してくれれば私は捕まえます、あの世界なんです。

○南島委員 今日の地域再生の話が出ましたけれども、私の後ろで聞いていての感想も含めてですが、説明の仕方が一つあるかなというのは先生がおっしゃるとおりなんですね。説明の仕方をもうちょっとレベルを上げてほしいなというのはあるわけです。もう一つは、地域再生とおっしゃっていて、今日は道路と汚水と港湾等はあるけれども、河川がないという御指摘が出ていましたけれども、では、河川も入れてプログラムとしてちゃんと地域再生につながるように再設計しましょうという話もできるはずなんですね。プログラムを合理化させていくと。最初はスタートは間違っていたかもしれないけれども、プログラムを育てていくと。担当者の方に政策評価のプログラムを大事にするという心がわかっていただかなければ、そちらの方にプログラムとして成長させて、内閣府の総合調整としての機能をきちんと発揮するという施策に成長させるということができないのではないかと。そこを考えるように何とかガイドできないかとい

う趣旨での恐らく御質問だったと思うんです。だから、そこが伝わるか伝わらないかと。政策評価の広報課としては、そちらの方に行っていただくようにガイドすることは可能なのではないかと。あるいは、制度自体も本当はそういうことを期待しているところが多いんじゃないかと。

あるいは、それがもし行政事業レビューとか事業仕分けにかけられたときにも、それができていれば、 もっと合理的な説明ができるのではないか。その準備作業をするためにはフォーマットの見直しとか、先 生がおっしゃった実施計画の施策の分類、説明の仕方で広報系とか調査研究系とか、あるいは政治的な要 素が強いとか、もう少し説明可能な準備を少ししていた方がいいんじゃないか、あるいはそういう宿題が あるんじゃないかというお話なんじゃないかと思うんですけれども。

〇山谷座長 恐らくは各課で所管しているものを、その課長さんが中心になって説明を考えているんですよね。多分、それは事業レベルの発想なんですよね。いい道路ができましたとか、あるいはいい下水道ができましたという話なんですけれども、説明ぶりはもう少し違っていて、地域につくる道路で、高速道路ではなくて生活者重視というプログラムにするとか、そういう言い方をすると、聞く方はすごく楽ですよね、納得できるんです。ただ、道路をつくりますとかではなくて、そこが必要なんでしょうね。地域振興とかと言う場合には。本来目標に合わせたプログラムをつくり、そのプログラムの手段として道路があったり、下水道があるという言い方をしないといけないんでしょうね。それは案外、男女共同参画局がやっているんですよね。ジェンダー何とかというので、同じ道路をつくっても、税金を取っても、年金でもジェンダーの視点でプログラムをつくっていくというようなジェンダー帝国主義ですけれども、しかし、それは非常に説明ぶりとしてはわかりやすいですよね。それをどうつくっていくかなんでしょう。

○南島委員 もう一つ、施策のくくりというのがございましたよね。あれも発想は一緒なんだと思います。 プログラムをつくっていくという、プログラムと合理的な予算の体系を組んでいくという話なので、今は できていないかもしれないですけれども、そこができていないと嘆くよりも、そこに育てていくためには どうしたらいいのかという発想を持つことに意味があると思います。そこができるようなシートのフォー マットにするとか、うまく整理ができていないのだったら、うまく整理できるように編成するということ なのかなと。

○山谷座長 ひょっとしたら、事業官庁の縦割りの事業を、内閣府が少子化だとか地域振興とかジェンダーとかいろいろなプログラムを持っていますよね。それに横串を入れていくというような感じになるんじゃないかという気がしますね。

○南島委員 済みません、ちょっと野心的なお話でございましたけれども。

議題2.平成22年度政策評価実施計画(案)について

○丸山課長 今日は、平成 22 年度の実施計画がメーンのテーマなんですが、これが終わりますとすぐ次に平成 21 年度の政策評価、評価書をつくるという作業に入っていかなければいけないんですけれども、今いろいろいただいたアドバイス等をすぐに生かせるかどうかわかりませんが、少しでも去年よりはわかりやすくて実のある政策評価にしていきたいと思いますので、また政策評価の方法といいますか、シートのフォーマットも含めて何かアドバイス等がありましたら、引き続きこの会議以降にも御指導いただければと思いますので、そこはまた、よろしくお願いいたします。

では、時間もありますので、まだ田中先生いらっしゃっていませんが、本題に入らせていただきます。まず、資料2-1をごらんいただきます。これは、政策評価の実施計画がどういう位置付けにあるのかということを整理したものでございまして、1は改めて御説明するまでもございませんけれども、2の内閣府本府における政策評価サイクルをごらんいただきますと、基本計画は3年ごとにつくっておりまして、現行の基本計画は平成20年2月に決定しておりまして、この対象年度が平成20~22年度になっております。今の実施計画もこの基本計画の枠の中で動いているということでございまして、今回御相談するのが一番右にあります平成22年度の実施計画、太字になっているところでございます。平成20年度、平成21年度と実施計画をつくってまいりまして、これを改めて見直して修正すべきところは修正して計画をつくって、これに基づいて平成23年度に平成22年度の事業評価を行っていくというものでございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思いますが、まず、対象の政策分野でございます。基本的には対象分野は平成 21 年度と同じでございますけれども、3点ほど変更がございます。まず、1点目は、昨年9月に国民生活局がなくなりまして消費者庁が創設されました。それに伴いまして、国民生活局の施策は市民活動促進を除いて消費者庁に引き継がれておりますので、この部分は内閣府本府の政策評価の対象から外れているということでございます。残ったのは市民活動促進だけと。

2点目は、新しい公共という施策が追加になっております。これは前総理がかなり熱心に進めていたものでございまして、引き続き新しい総理になっても推進していく政策でございますが、新しい公共の追加。 3点目、官民人材交流センターの運営というのが民間人材登用等になっておりますけれども、これは今、国会で審議されておりますが、改正国家公務員法の審議によって新しい枠組みに変わっていくということ を受けての政策分野の変更ということでございます。

政策分野の変更以外、基本的に計画の中身は平成 21 年度と同じになるわけでございますけれども、幾つか変更になる要素がございます。最初にその要素となる主なものだけを簡単にざっと申し上げておきますと、1つは、粗特の評価が追加になっています。

2点目として、新しい施策の分野が追加になっているものについては、その施策についての評価を行うと。

それから、施策のステージが進展することによりまして、それに合わせた測定指標を設定するというものでございます。

それから、これは政策評価の改善ということになるかもしれませんけれども、新たな測定指標を設定するということでございまして、後ほど御紹介させていただきますけれども、今までは例えば、ホームページへのアクセス件数で効果を測定していたものについて、新たな意識調査を実施して、その結果をもって目標値を設定するようなものがございます。

そのほかとしては、予算が増減しますので、それに合わせて目標値を微調整するようなたぐいのもの。 そういったところが平成 21 年度から今回にかけて変わっているということでございます。

以下は、具体的に資料の2-3で 21 年度との比較表になっておりますものをごらんいただきたいと思います。基本的に赤く塗ってあるところが平成 21 年度と変わっているところでございますので、これをざっと見ていきたいと思います。

まず、1ページ目でございますが、1番目の市民活動の促進につきましては、租特に係る評価項目を追加ということでございまして、測定指標としては税制改正要望の成果の反映としての認定特定非営利活動の法人数を測定指標に当てて、目標値としては前年度比増を設定するというものでございます。

3番目の政府公報・広聴でございますけれども、これは微修正ですが、測定指標として広報に対するアンケート調査における理解度・満足度でございますけれども、足元の実績値が改善してきております。それに合わせて目標値も若干修正しております。

5番目の経済財政政策の道州制特区の推進は、灰色に塗ってある部分でシンポジウム説明会、推進会議地方部会が廃止になっておりますが、施策の段階が一段上がりまして、こういった説明会等をやる段階から、実際に北海道と連携して事業を行うということになっておりますので、こうした事業の実施進捗状況を測定指標に挙げて、フォローアップを実施する、事業の件数も 11 件以上というのを目標値として設定しております。

これも微修正の範囲ですが、2ページの一番上にあります政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善でございますが、平成22年度の測定指標のホームページのアクセス件数の目標値が年間8万8,000件以上となっています。平成21年度の目標値は対前年度比増でございます。大きな流れとして、なるべく今回は対前年度比増というのを目標値として置くよう変更しておりますので、これは例外でございます。その理由でございますが、ホームページへのアクセス件数の集計方法が技術的に変わってしまいまして、単純に前年度と比較できなくなったということで、実質的に対前年度比増に当たるような目標値を年間8万8,000件以上に置いたということでございます。

3ページ目、経済財政政策の推進の各種分析でございます。先ほど申し上げましたように、具体的な数値を設定しておりましたものを、対前年度比増に目標値を置き直しているというものでございまして、いずれも各分析、白書等のホームページアクセス件数ではございますけれども、具体的な目標値、例えば、景気ウォッチャーのホームページのアクセス件数は、平成21年度計画では4万2,475件を設定しておりましたが、今回の計画では対前年度比増と。ちなみに平成21年度実績は7万8,796件ですので、これを上回ることを目標としているということでございます。

下から2番目、海外の経済動向の分析で、月例経済報告に関する関係閣僚会議等にて取り上げられるということを目標値にするということになります。これは諮問会議が廃止になりましたので、諮問会議ではなくて別の会議に変えたというものです。これも技術的な修正でございます。

4ページ目でございます。一番上は、冒頭で申し上げました政策分野の追加ということで、新しい公共の推進というのが追加になっております。基本目標としましては、官だけでなく市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉など身近な分野で活動できる新しい公共を実現するということでございまして、施策が3つに分かれております。新しい公共に関する施策の推進、社会的責任に関する施策の推進、国民生活に関する調査分析ということでございまして、新しい公共に関する施策の推進についての測定指標は、新しい公共円卓会議の開催回数4回。それから、新しい公共円卓会議において、新しい公共の担い手を拡大する社会制度の在り方について具体的な提案を取りまとめるというのが目標値になっております。それから、社会的責任に関する円卓会議に関しては、会議に参画して協働戦略を策定するというのが目標値になっております。国民生活選好度調査につきましては、適切な分析を行って公表するというのを目標値としております。

7番目、地域活性化の推進でございますけれども、構造改革特区の認定と地域再生計画の認定で目標値が平成 21 年度から変わっておりますが、基本的には足元の実績値が変わってきておりますので、そういうことを踏まえて目標値を設定し直しているということでございます。

それから、地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定は、目標値が 240 件から 100 件に変わっております。これは予算額が縮小して、事業規模が縮小していることに合わせて目標を設定し直しているものでございます。

5ページ目でございます。防災政策の推進につきましては、地震対策の推進で大規模水害対策に関する 大綱の策定状況で、策定というのが目標値になっております。これはその上にあります中部圏・近畿圏等々 の大綱を平成21年度に策定することにしておりましたけれども、平成22年度は別途大規模水害の大綱を 策定することにしましたので、政策を追加したことによる目標の設定ということでございます。

その下、緊急地震速報受信装置の普及状況とございます。こうした措置を取得する際に租特が認められておりますので、その租特の評価が項目として新設されたということでございます。そうした租特を受けることによって、こうした措置がどこまで普及するのかということで、目標値としては対前年度比増を設定しているところでございます。

10番目の沖縄政策の推進でございますけれども、駐留軍用地跡地利用の推進、沖縄の離島の活性化で変更がございますが、いずれも予算の増減に伴って目標を設定し直したものでございます。

それから、沖縄における産業振興の施策がございますが、灰色になっておりますところは平成 21 年度 に行った事業を平成 22 年度はやらないということでございまして、特に国際観光戦略モデル事業につきましては、戦略モデルを構築する段階から実際に事業を始める段階に移ったということで、このプロモーションセミナーに参加する会社数を測定指標として設定し直していて、目標値としては 50 社を目指すことになっています。

6ページ目でございますが、沖縄における産業振興の続きでございます。環境共生型観光地形成、沖縄 文化等コンテンツ産業創出事業におけるファンド組成、それから、新産業創出人材育成事業における県外 機関への派遣研修員、これはいずれも目標値を新たに設定しておりますけれども、いずれも平成 22 年度 新たに始める事業ということで、新たな施策に対する目標として設定しているものでございます。

その下に、津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全が確保されていない面積の削減とございますが、ここに掲げられている目標値は平成 21 年度の暫定値であったものを確定値に変えたというだけのものでございます。

7ページでございます。沖縄政策の中の沖縄の特殊事情に伴う特別対策。真ん中にございますが、沖縄振興開発金融公庫の融資に関する施策に対応する測定指標でございますが、平成 21 年度は参考指標を貸付残高ということで、平成 21 年度末の残高として1兆 1,147 億円と設定しておりましたけれども、末の貸付残高をもって施策効果の測定をしようとするのはおかしいのではないかという反省から、これをやめまして沖縄振興開発金融公庫の融資支援体制に関するアンケート調査を実施しておりますので、この調査による非常に多い、やや多いと回答した割合、項目ごとにその割合が 70%を超えるようにと目標修正したということでございます。

沖縄の戦後処理対策につきましては、予算額の増減に合わせて目標値を設定し直しております。

8ページ目、共生政策でございますが、これは先ほども申し上げましたけれども、ホームページのアクセス件数を政策効果の測定指標として当てておりましたものを、各種施策に対する関心の割合等の調査を新たに実施しまして、その割合で何パーセント以上というのを目標値に設定しているというものが幾つかございます。

例として、8ページの下の方に、政策の言葉が変わっているんですけれども、下から3行目に少子化社会対策に関する普及・啓発とございますが、この政策に対する測定指標として、少子化対策ホームページへのアクセス件数を平成21年度に設定しておりましたけれども、これを今回は子育てしやすい環境づくりについて関心がある人の割合というのを新たに調査しまして、その割合が85%以上になることを目指すというように変えたというものでございます。

こうした例が9ページにもございまして、例えば、高齢社会対策のところを見ていただきますと、平成21年度は高齢社会対策に関する普及・啓発ということで、高齢社会白書、各種調査・研究等、掲載ホームページへのアクセス数を対前年度比増とするとしておりましたけれども、新たに社会参加をしたいと思う高齢者の割合を調べまして、この割合が70%以上になることを目標とすると。

それから、一番下の交通安全でも同様でございまして、ホームページへのアクセス数を普段から交通安全を意識していると思う人の割合 85%以上にしていると。

10ページは犯罪被害者施策でございますけれども、これもホームページへのアクセス件数から犯罪被害者支援に関心を持っている人の割合。それから、自殺対策も同様でございまして、自殺対策が身近な問題であると考えている人の割合、それぞれ60%以上、40%以上に目標を設定しているということでございま

す。

続きまして、11ページでございます。男女共同参画社会の形成の促進でございますが、上の方にありますホームページへのアクセス件数対前年度比増は、具体的な数値の設定を対前年度比増に置き換えるということで、先ほどの経済財政の分析で申し上げたような変更ということでございます。

国際交流・国際協力の促進で、男女共同参画に関する国際会議の出席回数が3回に変更になっておりますけれども、これは日本から海外に出かけていく国際会議の回数でございますが、4回あったうちの1回は日本で開催することになったので3回に減らしたと。その1回というのがAPEC関連会合であるWLN会合の参加者数ということで、このWLN会合というのを日本で開催することになりましたので、その成果目標として500名以上の参加を設定しているということでございます。

12ページ、原子力利用の安全確保でございます。安全規制等に的確に反映すべき最新の科学的知見云々の整理でございますが、この目標値が変わっておりますのは、予算額が増えたことに伴う微調整でございます。

社会とのコミュニケーションでは、目標がかなり細かく設定されております。従来から政策のアウトプットとしては、設定していた取り組みについて、それぞれごとに手法を明確化して設定をしたというものでございます。

13ページ、経済社会総合研究の推進で一番下、経済財政政策関係業務システムの最適化でございますけれども、平成21年度はプログラム開発の完了を目標としておりましたが、このシステム最適化事業が一段進んできているということで、平成22年度につきましては業務システムの開発・検証の完了ということに目標を設定し直しております。

14 ページでございます。迎賓館の適切な運営で、迎賓施設の維持管理方法等の見直しの管理・運営の効率化が測定指標となりまして、目標値としては、前年度実績額などと比べて改善ということです。平成 21 年度は、その上に灰色で塗ってあるところの表現であったわけですけれども、この表現はわかりにくいということで、平成 22 年度は表現を若干わかりやすく修正しているものでございます。

それから、北方領土問題の解決の促進でございますが、平成 21 年度は北方領土返還の各種大会の実績を測定指標として、目標値を県民大会等 30 回としておりましたけれども、平成 22 年度はそこにございますような 3 種類の指標を新たに細かく設定し直したということでございます。

国際平和協力業務の推進でございますが、平成21年度は国内・国際社会の肯定的な評価を受けるということを目標としておりましたけれども、基本的には海外の評価、国連、現地政府から肯定的な評価を受けるというのが、むしろ評価としては適切ではないかということで、そのように修正したところでございます。

15ページでございますけれども、科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡でございますが、政府・社会に対する提言でございますが、平成21年度につきましては具体的な件数の設定をしておりませんでしたけれども、これを日本学術会議法に定める答申、勧告、その他要望、声明等々の意思の表出ということで、具体的に23件の目標値を設定しております。

各国アカデミーとの交流等の国際的な活動につきましても、同様に具体的な数値の設定を新たにしております。

科学者間ネットワークの構築でございますが、ここは平成 21 年度は単に報告書の取りまとめ、実施など非常に漠然とした表現であったということで、総務省からも指摘を受けましたので、それを踏まえまして、より具体的な内容に目標値を修正しているものでございます。

最後、民間人材登用の推進は、冒頭申し上げましたように、政策分野が変更になるということでございますが、まだ測定指標、目標値につきましては政策の具体的な中身が詰まっておりませんので、わからないということで今後検討という暫定的な取扱いにしているところでございます。

前年度と変わったところは以上でございます。

以上につきまして、御質問・御意見等ございましたら、どういった順番でも結構ですので、よろしくお願いいたします。

- 〇山谷座長 これは、平成 21 年と違って平成 22 年はこういうふうにすると。それは決定事項ですか、それともこれから修正も可能なんですか。
- ○丸山課長 技術的にどこまで修正できるかというのはございますけれども、御意見をちょうだいしまして、担当部局と相談して改善できるところはできるだけ改善したいと。
- ○武川審議官 まだ決定前です。
- ○山谷座長 ただ、8割方決まっていて、もう一回やり直すのはかなりしんどい作業になるという感じですかね。
- ○丸山課長 根本的に新たな指標を見つけてということになりますと、ちょっと時間がかかってしまいま

すので、そこはケース・バイ・ケースでどこまで対応できるかということだと思います。

- 〇山谷座長 それが 1 点目なんですが、 2 点目が、どうしても数字を入れなくてはいけないものなんでしょうか。
- ○丸山課長 ものによりけりだと思うんですけれども、できる限り定量的に政策効果を把握しなさいというのが評価法で謳われています。
- ○山谷座長 お話を聞いていて、かなり無理されて数字を入れ込んでいるなと。御苦労はしのばれるんだけれども、果たして数字を入れてどれだけの意味があるのかというのも、ないわけではないんですよね。これが全体的な印象です。

特に気になったのが1個ありまして、新しい公共というのをどこかの課とかが担当されていて、それを やっているということなんですね。だから、ここに挙がってきて評価対象になっているということなんで すね。

- ○丸山課長 新しい公共を担うそれぞれの活動は、内閣府に限らずいろいろなところでやっておりますので、それも趣旨から言えば政府だけではなくて、民間もということだと思うんですが、やはりこういう新しい動きを促進させていくというのは内閣府の役割としてございますので、その部分についての政策ということだと思います。
- ○山谷座長 例えば、極論すれば、コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティと言い出している企業が1万社あるんだけれども、これが2万社になると。それで新しい公共を拡大するとか、こういう議論もあり得るわけです。だけれども、ここに書いてある話だと、4ページの上ですけれども、では、円卓会議を4回開催すればそれでいいのかとか、絶対そうやって突っ込まれるに決まっていますよ。
- ○田中委員 しかも、今朝8時半にこれは署名されてしまったので達成ですよね。しかも、これに限らないですけれども、仮に、内容が実は余り妥当なものではないのに4回やりましたというアウトプットだけの場合はどうするんですかね。
- ○丸山課長 そこはそれと合わせてということで、何らかの取りまとめをやると、単に会議をただ開催して意見を言いっ放しということではなくて、何らかの会議としての果実をきちんと生んでもらうということも併せて目標にしておりますので、そこは歯止めになっているのかなと思います。
- ○山谷座長 結局、そもそも論で言うと、目標値を入れろというのは目標を達成したらいいんだけれども、 目標を達成できないときは何で達成できなかったのかということを聞くわけですよね。そのときに言い訳 をする各課の課長さんが、こういうことができなかったと。では、今年のやり方では達成できないんだか ら、やり方を変えて、来年は全く違うやり方でしょうねという議論も次に控えているんですよ。

それから、もう一点あるのは、目標を4回と言ったら、例えばここは4回ですけれども、それが 10 回 だったと。それはどういうことなのという話で、目標の設定自体がおかしくて、あるいはやり方もおかしくて、では、全く違うやり方なんじゃないですかという、そういう問題とか何か変なことが起きたときの注意を喚起するための数字が目標値なんですよ。だから、目標値が一番大事なんじゃなくて、それはただの注意喚起情報にしかすぎなくて、だけれども、このままいくとそうではなくなりそうですよね。

- ○田中委員 新しい公共と言えば、例えば、既に予算が措置されているものがこの中に地域社会雇用創造事業とか、あれはもう補正で予算が昨年度になってしまうんですが、措置されていて、円卓会議自身は実績として説明しているんですよね。それから、このパフォーマンスの中に一応、寄附税制が達成されたということも一番先に掲げられているんですが、これは総務省の所轄だから円卓会議という大きなくくりでやっていても書けないということになるんですか。
- ○丸山課長 そうですね。地域社会雇用創造の方も、ここの新しい公共推進の政策に入っていたかどうか。 ○田中委員 政府対応案の中に入っていますよね。
- ○丸山課長 大きな円卓会議の成果の中には入っているんですけれども、非常に縦割りで申し訳ないんですが、ここの政策評価をやっている部局の施策だったかどうか、ちょっと確認が必要だと思うんですけれども。それぐらい新しい公共の政策自体は広い政府全体でやっている政策なので、ここで掲げられているのはその一部の全体の取りまとめをやっているような部署なものですから、それで非常に測定指標としてわかりにくいのかもしれません。
- ○田中委員 例えば、これは会議のパブリックコメントを求める、求めないで結構ディベートになっていたんですね。そういう運営の仕方みたいなものが4回と書いてしまうと、本当はそこに課題が仮にあったとしても見えてこないですよね。
- ○山谷座長 4回で予算を取っていたりね。あり得るわけですよね。
- ○南島委員 先生方がおっしゃるのもは大変よくわかるんですけれども、何らかの目標を設定しないといけないという要請も非常によくわかるんですが、こういう説明をするための資料としては、こういう説明は充実していただく方がいいでしょうし、数字は1つでも多く挙がっていた方が客観的に見せる努力ということではいいかなと思うんですけれども、あとは説明の仕方かなということを拝見していて思いました。

1つは、施策の単位での目標といいますか、これは何のための施策なのかという説明が、基本目標ではあるんですけれども施策のレベルでは書かれていないので、測定指標自体が何の意味を持っているのかということがよくわからないというのが1つです。この紙を見ている範囲では。

もう一つ、目標をなぜ書いたか。例えば、新しい公共の下にあります構造改革特区とか地域再生計画の 方は数字が下がっているわけですよね。目標値を下げた理由は何か。これは当然、政府の方にお話を持っ ていけば、なぜ変わったのかという説明を求められるような話だと思うんですけれども、御面倒かもしれ ませんが、そこまで説明を本来は要求すべきではないかと。あるいはこの資料も、今後はホームページに 上げられるということですので、来年からでいいかなとは思うんですが、様式を施策のレベルの説明と、 なぜこの数字を変えたかという説明まで担当部局に要求して、そこまで一緒に書いてもらった方が資料と しては説得力が上がるのかなと思います。

○丸山課長 今の点につきまして、今年度は少し時間がかかってしまいますので、来年度に向けて前向き に検討したいと思います。

○南島委員 その話がこの紙の説明ということに関するお話なんですけれども、もう一つ、今年恐らく対応しなければいけないのは、行政事業レビューをされましたので、その関係で目標と変えるべきものが出てきたのではないかと思うんです。1回会計課に照会されて、横串を通して見直すべき事項については確認をとって、せめてその部分だけでも直すべきは直した方がいいのかなと、お話を伺っていてそういう感想を持ちました。

- ○丸山課長 そこは大事なところなので相談してみます。
- ○山谷座長 あと、14ページの18番、迎賓施設の適切な運営、維持管理、管理運営の効率化というのは、本来政策評価の対象ではないわけですよね。どうなんですかね、やはり書かなければいけないんですかね。○丸山課長 これはいろいろな入札の方法等も含めて、少しでも維持管理のコストやそのほか人員ですとか、効率化できることを毎年効率化していこうということでやっておりますので、それを目標として明示しているということです。
- ○山谷座長 そうすると、迎賓施設を運営することが政策なんですね。そうなってしまうんですよね。 しようがないと言えばしようがないですけれども。
- ○南島委員 あえて言うとすると、公共調達に関しては全体予算の縮減のプログラムだということなんで しょうね。
- ○山谷座長 そこに迎賓施設が入っているというような言い方だったら、まだわかりますけれども。
- ○田中委員 これはすごくレベルの違う目標が並んでいますね。
- ○武川審議官 一番上と下ぐらいはあれですけれども、運営の方ですね。ここはちょっと変えても。
- ○山谷座長 むしろ落としてもいいんじゃないかと思いますけれども。
- ○武川審議官 真ん中の大きいものは落として。
- ○山谷座長 これは当たり前の話ですからね。ほかの部分も運営を効率、適切にやらないといけないから。 これがないと困るということではないから。
- ○丸山課長 とりわけ迎賓館については、そこでサービスを提供するというほかに、施設自体をきちんと 管理していくということが非常に重要な仕事だということで、こういうふうに分かれているのだろうと思 いますけれども。
- ○山谷座長 重要ではないとは言っていなくて、とっても重要なんです。だけれども、ちょっとね。
- ○武川審議官 幾つかを残して、変なものは落とすということにしたら。
- ○丸山課長 その方向で相談いたします。
- ○武川審議官 新しい公共の会議回数については、幹部に説明した際も議論になりました。円卓会議の4回が目標なのかという。これも検討します。
- ○山谷座長 似ているもので常々いつも感じていたのは、例えば、ホームページのアクセス数と出てきますよね。そうやると、結局ホームページを使ってPRすることが政策目的だと、そういう感じにとれるんですよね。予算を取ってホームページを管理・維持することが政策と。
- ○丸山課長 普及啓発のようなものについては、少しでもそこでPRしたいものを見ていただくということが施策の目的になりますので、少しでも多くの方々にアクセスしていただければと、そういう発想でいるいろなところでそういう目標値を挙げているのだと思います。
- ○山谷座長 それはわかりますけれどもね。
- ○武川審議官 広報とか普及啓発というのは道路の整備などと違って、予算に対する効果測定がどうだとしょっちゅう言われていまして、それで具体的に何があったのというような、例えば、広報予算が去年、行政刷新会議でかかったときにも結構言われて、具体的に予算と効果の因果関係がある数値を示せとかよく言われるので、なかなか難しいんですけれども、結局ホームページとかアンケートでなってしまうことが多いんですね。ただ、自分でどうこうできないので、さっきの会議の開催みたいなものは、目標といっ

ても自分でやる話なんですけれども、ホームページはあくまで相手次第ですから、指標として成り立たないこともないのかなと思うんですが。

- ○丸山課長 ベターな指標でないことはよく承知しているんですが、なかなかそれに代わるいいものがないというのが実情です。
- ○山谷座長 御苦労されて、毎年難癖つけているんですけれどもね。やはり引っかかるんですよね、このホームページのアクセス数。
- ○田中委員 その前にも、9ページに結構あるんですよね目標が。社会参加をしたいと思う高齢者の割合が 70%以上になるとか、バリアフリーの認知度 100%とか。ここは、何か調べられる確証があるんですね、きっと。
- ○丸山課長 新たに調査をするということになりますので、その調査の結果を踏まえた目標値ということになります。
- ○山谷座長 達成されれば全然問題ないですよね。

例えば、10 ページの自殺ですけれども、自殺対策で 40%以上というのが掲げられているわけですけれども、何らかのアンケートか何かでとられるんですよね。仮に 30%になったらどうしますか。10%減ってしまったと。そうすると、今までの広報か何かのやり方がまずいということになるんでしょうね。

- ○田中委員 でも、それはいいことですよね。やり方を見直す警鐘を鳴らしているということですよね。 ○丸山課長 今までの政策評価書を見ますと、ほとんどが大体目標値を達成しています。ほとんどといっても割合はいろいろですけれども。それでよしとしているところがあるんですが、せっかく目標を掲げているので、むしろ目標を達成できなかった場合に、山谷先生おっしゃったように、それを受けてやり方を変えるのか、変えないのかとか、そういったことを評価書の中に書くことにすれば、評価も意味があるのかなと思いますので、そういう意味では、これはかなり難しい目標かもしれませんけれども、やるだけの意味はあるかなと思います。
- ○山谷座長 自殺対策基本法を所管しているのは内閣府ですか。
- ○丸山課長 そうです。
- ○山谷座長 毎年3万人という数字ですよね。交通事故死亡者も内閣府ですか。
- ○丸山課長 死亡者そのものはちょっとわかりませんけれども。
- ○武川審議官 死亡者の数字は警察が持っているんですけれども、交通安全の基本法は内閣府ですね。自殺とか食育とか、大体議員立法で反対がない法律ができるんですよね。誰かが痛みを伴わない基本法。そうすると、各省にまたがるので国会の方で官邸なり内閣府が直轄でという、国会が法律制定権を持っていますから、向こうで内閣府だと決まってしまったんですね。
- 〇山谷座長 役所の中のことはよくわからない素人が議論すると、こういう話になるんですよね。交通事故死亡者数は激減していて、今は5,000人切っています。だから、これは物すごく内閣府が頑張られたわけですよ。自殺の方は全然減らないどころか増えているわけですよね。だから、内閣府は全然頑張っていないんじゃないのと、こういう論理が出てくるんですね、数字でいくと。そうすると、今の話で言うと、自殺対策を身近な問題として考えている人の割合という問題よりは、むしろ生の数字の方がいいんじゃないのと言い出す人も出てくるでしょうね。
- ○丸山課長 実際の施策の担当部署では、大臣も含めて3万人というのをかなり気にされていて、何とかそれを下回るようにということで、いろいろなキャンペーンなども大臣自ら出てやっていらっしゃるんですが、それを直接置くとしたときに、いろいろな要因で自殺が起こっていることを考えると、単純にはいかないのではないかと思います。
- ○山谷座長 細かい話で申し訳ないですが、そうすると、秋田県は物すごく自殺者を減らしたんですよね、 いろいろな方法で。その辺まで下ろしていかないと、この話だけだと何もしないということになりかねま せんかということなんですよ。何もしていないんだというふうに見られるんじゃないですかと。
- ○武川審議官 では、確かめてみます。
- ○南島委員 いろいろな議論の仕方はあると思うんですけれども、例えば、男女別とか年代別とか分けて 対策を打っている、打っていないとか、県を並べてどこが高いから、その県に対しての支援を充実させる とか、そういう話だと多分、政策評価の話として聞こえるということだ思うんです、先生がおっしゃって いるのは。
- ○山谷座長 つまり、ここで数字が上がればいいんですけれども、仮に下がった場合にはその議論が必ず出てくるんですよね。だから、それに対するあらかじめ理論武装しておくという意味では、その辺まで一応議論しておいて、しかしながら出しておくとか、言われなければそのままでいいので。
- ○田中委員 関連してもう一ついいですか。これは施策の名前が「自殺対策に関する調査研究と人材育成」なんですね。主として研究をするんですか。
- ○丸山課長 そうですね、例えば、南島先生がおっしゃますように、自殺者数はなかなか減らないので要

因分析を型どおりやるのではなくて、性別とか職業の属性とか細かい分析を今やっておりますので、そういったものがここに入っていると思います。

- ○田中委員 そうすると、研究した成果を何か広報の形で知らせるという、もうワンクッションないと、 一般の人たちが自殺の問題を身近に感じるようになっているので、この施策と目指す目標が合っていない ような気がするんですよね。
- ○丸山課長 恐らく確認をすれば、そういったことを踏まえた普及啓発というのも、ここに入っているん じゃないかと思いますけれども、そこは確認したいと思います。
- ○山谷座長 自殺原因のPRとか、調査の結果わかった自殺の原因。
- ○田中委員 何か政策に反映されたとかの方が多分、効果が大きいんじゃないかと。
- ○丸山課長 今年だったと思うんですけれども、そういった細かい要因分析した結果を政務三役自らかなりいろいろな場で紹介されていて、それが新聞などにも大きく取り上げられたりしていますので、そういった意味で結果的には、この研究自体がすぐ対策ということになっているかどうかわかりませんけれども、どんな人に気をつけなくてはいけないのかということも含めて、一般の人に一定程度見てもらえた役割は果たせたのかなと思います。
- 〇山谷座長 政務三役がしゃべったことが新聞で取り上げられた回数。田舎の県庁だと、それをやりますけどね。
- ○南島委員 もう一点、様式に関してなんですが、私がずっと先生方のお話を含めて伺っていて疑問に思ったのは、これは目標値なのかなと。目標値と言われると、ここに向かって何かコントロールしていくというイメージが出てきてしまうので、ひょっとしたら、いたずらをしているのは上の表題の方なのかなと。作業依頼の方がわからないのであれなんですけれども、目標値という言い方でいいのかなと。お隣は測定指標、インディケーターだと、メジャーするんだと書いてあるわけですが、これでいいのかなというところが疑問に思いますので、ここは様式を少し直される場合でいいと思うんですが、再検討していただいて、そういう表現でいいのかということですね。ちょっと検討していただけばと思います。
- ○田中委員 測定指標じゃないとすると、代案はどうなるんですか。
- ○山谷座長 ただの指標はどうですか。
- ○南島委員 その方がかえっていいかなという気もいたしますね。あるいはお隣がひょっとしたら指標、インディケーターだと。
- ○田中委員でも、ここに書いてあるのは指標ですよ。定量と定性と両方だと思います。
- ○南島委員 作業依頼でどう定義されたかというところもあると思いますので。
- ○仁林課長補佐 資料2-3自体は、今回の御説明用に昨年との比較ができるように御用意したもので、 最終的に内閣総理大臣決定になるのはむしろ資料2-2でございます。ここで今までずっと「測定指標」 という言葉ですとか、「目標値」という言葉は各施策について使われています。説明資料をどう変えるか というのはまた別の話ですが、南島先生のご意見は資料2-2の表現を変えた方がいいということでしょ うか。
- ○南島委員 すぐに変えるかどうかという話ではなくて、達成目標明示制度とか事業レビューが出てきているので、様式も変えられる機会がじきに来られると思うので、そのときに併せて一緒に検討していただければいいのかなと。これでよければ、これでいいと思います。
- ○仁林課長補佐 確認ですが、「目標値」という言葉を変えるという南島先生の御提案は、今後というお話ですか。
- ○南島委員 そうですね。今後見たときに目標と言われると、これをコントロールして施策を変化させる 重要なコントロールさせるキーパーツと見なすというふうに見えるので、それでいいのかなと。
- ○仁林課長補佐 おっしゃることはわかるんですけれども、私が確認したいのは、この実施計画は平成22年度についてはなるべく早くセットしたいと思っているので、この平成22年度の実施計画においては、この「目標値」という言葉は。
- ○南島委員 もう作業依頼をされていますから、このままで今年の分はいいと思います。もう作業依頼をされて定義されて、これで作業していただいているわけですから、ここでいじるわけには多分いかないと思います。
- ○仁林課長補佐 平成 22 年度に関してこの「目標値」という言葉を変えるのではなくて、来年以降と。
- ○南島委員 来年以降というか、次に様式も含めて検討される際の宿題の一つに加えていただければという趣旨です。
- ○田中委員 でも、そうすると、目標値がないとどうなるんですか。計画で目標を書かないとどうなるんですか。
- ○山谷座長 目標があって、実際に測定するのがこれで。
- ○南島委員 そうなっているものもあるのでしょうし、目標の数字なのかなというものもあるということ

ですね。

- ○丸山課長 数字になっていないものまで目標値で書いてあるというのは、確かにありますね。
- ○南島委員 ひょっとしたら、この表現がいけないのではなくて、中に書かれている内容がそうではない ものが書かれているということかもしれないです。
- ○田中委員 いわゆるアウトプット、インプットとアウトカムが余りヒエラルキーというか体系がないままに全部「目標」と書かれてしまうので、先生はすごく違和感をお持ちになるんだと思うんです。でも、 やはり目標はないと国民には説明つかないので。
- ○南島委員 そうですね。
- ○仁林課長補佐 田中先生がおっしゃったことに関連するかどうか分かりませんが、総務省が毎年とりまとめている国会報告では、各省が政策評価を何件やっていて、目標値は幾つあって、そのうち数量化されたものは幾つですと、政府全体としてそういう取り組みをしているというのがあるので、内閣府については目標値を定めませんというのは、なかなか厳しいのかなと。
- ○南島委員 ということになると、先ほど先生方がおっしゃっておられるように、この中身の検討をもうちょっとしていかないといけないということになりますね。中身をもうちょっと見直して、いい数字を書くということになってきますよね。

あと、1点だけ済みません。11ページの真ん中の国際会議への参加の出席回数という説明をいただきましたが、4回を3回に変えたのは、1回が日本だからということなんですけれども、日本でやっても国際会議ではないかと思ってしまったんですが。これは4回でよろしいのではないでしょうか。外国に行くかどうかという話ではないんじゃないかと思ったので。

- ○山谷座長 国際的に人を呼んで開催する会議になるか。だから、日本でやっても1回。
- ○南島委員 事実確認をしていただければということです。
- ○仁林課長補佐 単純に出席回数となっているので、今回は4回のうち1回が主催なので出席ではないという、ただそれだけの話です。
- ○山谷座長 4でいいんじゃないですかね。きっと予算が変わるんでしょうね。
- ちょっと確認させていただきたいんですけれども、最後の民間人材登用等の推進、今後検討というのは まだ中身は詰まっていないんですよね。
- ○丸山課長 そうですね、まだ法律自体の改正を今審議中でございまして、多分それが通った後で施行令だとかいろいろな運用方針などが決まってきて、初めて具体的な中身が詰まってきますので。
- ○山谷座長 多分、中身は2つで、民間の人を登用することと、公務員の方が辞められたときに行くという、この2つになりそうなんですね。
- ○丸山課長 そうですね。公務員の人が辞めたときのあっせんというのは、非常に限定的に大きな政策が変わって、やむを得ず公務員を辞めないといけないような人限定で。
- ○武川審議官 組織がなくなった場合に離職支援を行うという場合に限定せよという形になるわけです。○丸山課長 あとは、民間との交流を進めるために、そこを適切化する枠組みをつくるということでございます。
- ○山谷座長 一種の人事政策みたいなものでしょうね。
- ○武川審議官 今、法律は衆議院は強行採決して通ったんですけれども、参議院がまだ通っていなくて、今国会の延長問題があって、まだそこがはっきりしていないんですけれども、もし、通ればこういう2つの柱になると。
- ○丸山課長 新たな枠組みが決まって、測定指標、目標値が定められるようになれば、その時点で計画自体を改定しようと思っています。
- ○山谷座長 今日のお話ですと、全部が大体実績評価ですね。ひょっとしたら、新しい公共というのは総合評価方式のプログラム・エバリュエーションでやってもいいんじゃないかという気がするんです。つまり、内閣府全体あるいはほかの役所も含めてかもしれませんが、そういうことに関していろいろなところでどういう進捗があるかといったような、新しい公共をキーワードにしていろいろな事業を横断にして見ていくというやり方になるのだろうと思うんですけれども。そのうちの宿題で結構ですが。
- ○丸山課長 その辺りは新しい公共の政策の進展を見ながら考えていきたいと思います。
- ○山谷座長 実績評価はちょっと厳しいですね。
- ○武川審議官 新しい公共も民主党政権の重要政策ではあるんですけれども、特に鳩山さんの部分が多くて、とりあえず今度は菅さんになるので。
- ○丸山課長 ほかにございませんでしょうか。特にございませんようでしたら、以上をもちまして本委員 会を終了させていただきます。

次回の懇談会は、恐らく評価書の原案ができたときに開催させていただいて御意見をいただくことになると思いますけれども、いずれにしましても、細かい日程調整は後日に連絡をさせていただきます。

- 〇仁林課長補佐 これから実施計画をこの後微修正をしてセットするわけですが、その後、評価書をこれからつくる作業を各部局に相談してみますけれども、今日もちょっと議論になったんですが、評価書のフォーマットの変更みたいな話は、とりあえず今回は前年どおりのやり方でやって、改めてその場でも議論していただくという形でよろしいですか。
- ○南島委員 そうですね。情報収集と部内の検討は少し議論し始めていただいて、会計課との調整とか、 達成目標明示制度がどういう形で出てくるのかとか、そういう様式の関係もあるでしょうから。
- 〇山谷座長 内閣府でいつも問題になるのは、様式などよりは、これは対象になるのかなとか、これを評価してどうするのかなというのが毎年議論に出るんですね。でも、やらないわけにはいかないから、ではという、その繰り返しだったんです。だから、根本的にその辺はここですぐ出るような話ではないんですね。
- ○南島委員 むしろ先に議論していただいた方がいいかなと私が思うのは、先ほどの施策の分類ですね。 先生がおっしゃっていた議論しやすいものと評価に乗りやすいものと、普及啓発・調査研究のように議論 しにくいもの、説明の仕方が評価という枠組みだと、ひょっとすると政府公報みたいに批判されるような ものとかあると思いますので、そこをうまく説明できるようにという工夫は必要かなと思います。
- ○武川審議官 最初のころつくったのは全く役所の設置法とか政令の順番でつくったんですけれども、 おっしゃるように、もうちょっと分野別に普及啓発分野とか整理した方が、昔からこれは建制順でずっと 並べてあるだけなので、今ちょうど実施計画2年目で今度は基本計画をつくりますから。
- ○丸山課長 来年の3月ぐらいに。
- ○武川審議官 基本計画のときにちょっと考えるのかなと。
- ○山谷座長 それも入れて各課に、あなたのところはこれです、あなたのところはこれですと振り分ける という。
- ○武川審議官 今は3年目の2回目で基本計画のときに直した方がいいかなと思うので、御相談したいと思います。
- ○山谷座長 オーダーメードの評価をするんですかね。今のだと、大きい人も小さい人もみんな同じ服を 着せているという感じなんですよね。
- ○南島委員 先ほど総務省というお話も出ましたけれども、総務省の実績目標値の設定と要求は、総務省は最低限そこはやってくださいと言っている話ですので、それよりもレベルの高い評価をやっていくことについては、やめてくださいと言っているわけではありませんので。
- 〇丸山課長 それでは、基本的には評価書ができたところということでございますけれども、その間にいろいろな動きで御相談することがありましたら、いろいろな形で御連絡をとらせていただきますので、その節はよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところ、どうもありがとうございました。